

中小企業省力化投資補助事業（一般型） 公募要領の一部を改訂する公募要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

中小企業省力化投資補助事業 公募要領

改訂後	現行								
<p style="text-align: center;">【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付候補者の採択結果は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を確定するものではありません。補助金交付候補者の採択後に「補助金交付申請」をいただき、その内容を改めて独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）で精査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。その結果、補助対象外経費が含まれていた場合等は、交付決定額が減額<u>又</u>は全額対象外となる場合があります。 ■ 本事業の申請は、電子申請システムのみで受け付けます。入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認の上、申請者自身が申請してください（<u>なお、本補助金の電子申請システムでは代理申請を行うための委任関係を管理する機能は提供していません。</u>）。申請者自身による申請と認められない場合には、当該申請は不採択となります。 	<p style="text-align: center;">【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 補助金交付候補者の採択結果は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を確定するものではありません。補助金交付候補者の採択後に「補助金交付申請」をいただき、その内容を改めて独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）で精査し、必要に応じて事業者にご照会・ご連絡等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。その結果、補助対象外経費が含まれていた場合等は、交付決定額が減額<u>また</u>は全額対象外となる場合があります。 ■ 本事業の申請は、電子申請システムのみで受け付けます。入力については、申請者自身が電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認の上、申請者自身が申請してください。申請者自身による申請と認められない場合には、当該申請は不採択となります。 								
<p>1-2-1 補助対象事業</p>	<p>1-2-1 補助対象事業</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="123 1037 336 1117">事業概要</th> <td data-bbox="336 1037 1097 1117">生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="123 1117 336 1452">基本要件</th> <td data-bbox="336 1117 1097 1452"> <ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人<u>当</u>たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表 </td> </tr> </tbody> </table>	事業概要	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者	基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人<u>当</u>たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 1037 1332 1117">事業概要</th> <td data-bbox="1332 1037 2112 1117">生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th data-bbox="1120 1117 1332 1452">基本要件</th> <td data-bbox="1332 1117 2112 1452"> <ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人<u>あ</u>たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表 </td> </tr> </tbody> </table>	事業概要	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者	基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人<u>あ</u>たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表
事業概要	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者								
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人<u>当</u>たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表 								
事業概要	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者								
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人<u>あ</u>たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表 								

	<p>等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※ 最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>		<p>等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※ 最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>
	<p>（返還要件）</p> <p>基本要件②が未達の場合、達成率に応じて補助金を返還。</p> <p>ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還免除。</p> <p>基本要件③が未達の場合、「補助金額／計画年数」で補助金を返還。</p> <p>ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還免除。</p>		<p>（返還要件）</p> <p>基本要件②が未達の場合、<u>未</u>達成率に応じて補助金を返還。</p> <p>ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還免除。</p> <p>基本要件③が未達の場合、「補助金額／計画年数」で補助金を返還。</p> <p>ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還免除。</p>
<p>補助上限額</p>	<p>5人以下 750万円（1,000万円）</p> <p>6～20人 1,500万円（2,000万円）</p> <p>21～50人 3,000万円（4,000万円）</p> <p>51～100人 5,000万円（6,500万円）</p> <p>101人以上 8,000万円（1億円）</p>	<p>補助上限額</p>	<p>5人以下 750万円（1,000万円）</p> <p>6～20人 1,500万円（2,000万円）</p> <p>21～50人 3,000万円（4,000万円）</p> <p>51～100人 5,000万円（6,500万円）</p> <p>101人以上 8,000万円（1億円）</p>

	<p>(特例措置)</p> <p>大幅賃上げ特例(補助上限額を250~2,000万円上乘せ(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。))</p> <p>① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加</p> <p>② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</p> <p>上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模区分別の補助上限額との差額について補助金を返還。</p>		<p>(特例措置)</p> <p>大幅賃上げ特例(補助上限額を250~2,000万円上乘せ(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。))</p> <p>⑤ 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加</p> <p>⑥ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</p> <p>上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模区分別の補助上限額との差額について補助金を返還。</p>
補助率	<p>中小企業 1/2、小規模・再生 2/3</p> <p>※ 補助金額 1,500 万円までは 1/2 もしくは 2/3。補助金額 1,500 万円を超える部分は 1/3。</p> <p>(特例措置)</p> <p>最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。))</p> <p>指定する一定期間において、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる <u>月が3か月以上ある</u> こと</p>	補助率	<p>中小企業 1/2、小規模・再生 2/3</p> <p>※ 補助金額 1,500 万円までは 1/2 もしくは 2/3。補助金額 1,500 万円を超える部分は 1/3。</p> <p>(特例措置)</p> <p>最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く。))</p> <p>指定する一定期間において、<u>3か月以上</u>地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</p>
事業実施期間	<p>交付決定日から18か月以内(採択発表日から20か月以内)</p>	事業実施期間	<p>交付決定日から18か月以内(採択発表日から20か月以内)</p>
対象経費	<p>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費</p>	対象経費	<p>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費</p>
その他	<p>収益納付は求めない。</p>	その他	<p>収益納付は求めない。</p>

1-2-2 補助対象外となる事業

- 「3-2-2 補助対象経費の詳細区分」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
- 国の他の助成制度との重複
- (過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む)が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業は補助対象となりません。
- なお、これまでに交付を受けたもしくは現在申請している(公募申請、交付申請等すべてを含む。)補助金及び委託費の実績については、必ず応募申請書に記載してください。申請する事業が、これらとの重複を含んでいないか事前によく確認してください。

(中略)

- 提出された事業計画書に記載の事業内容や事業実施スケジュール等を踏まえて、事務局が事業の遂行が困難であると判断した事業(極端に開発期間の短いシステム構築等)
- その他申請要件を満たさない事業

1-3-1 補助対象者

常勤従業員数は、応募時の常勤従業員(中小企業基本法上の「常時使用する従業員」)をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。代表取締役や専従者等の常勤従業員に当てはまらない者が含まれていることが判明した場合、採択取消等になることがあります。

ア 【中小企業者(組合関連以外)】

- ・資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するものを指す。)分類については産業分類に準拠します。直近の産業分類の改定については以下を参照すること。

ウ 【小規模企業者・小規模事業者】

- ・小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員数が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では20人以下、卸売業・小売業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主をいいます。
- ・小規模事業者の補助率は2/3ですが、補助金交付候補者としての採択後、交

1-2-2 補助対象外となる事業

- 「3-2-2 補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
- その他申請要件を満たさない事業
- 国の他の助成制度との重複
- (過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む)が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業は補助対象となりません。
- なお、これまでに交付を受けたもしくは現在申請している(公募申請、交付申請等すべてを含む。)補助金及び委託費の実績については、必ず応募申請書に記載してください。申請する事業が、これらとの重複を含んでいないか事前によく確認してください。

1-3-1 補助対象者

常勤従業員数は、応募時の常勤従業員(中小企業基本法上の「常時使用する従業員」)をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。代表取締役や専従者等の常勤従業員に当てはまらない者が含まれていることが判明した場合、採択取消等になることがあります。

ア 【中小企業者(組合関連以外)】

- ・資本金又は従業員数(常勤)が下表の数字以下となる会社又は個人であること。(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するものを指す。)分類については産業分類の改訂に準拠します。

ウ 【小規模企業者・小規模事業者】

- ・小規模企業者・小規模事業者は、常勤従業員数が、製造業その他・宿泊業・娯楽業では20人以下、卸売業・小売業・サービス業では5人以下の会社又は個人事業主をいいます。
- ・小規模事業者の補助率は2/3ですが、補助金交付候補者としての採択後、交

付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率 1/3～1/2 に変更となります。

- ・また、交付決定後における従業員数の変更も同様であり、確定検査において労働者名簿等を確認しますので、補助事業実施期間終了までに定義からはずれた場合は補助率 2/3 から 1/3～1/2 へ計画変更となります。特定非営利活動法人及び社会福祉法人は、従業員が 20 人以下の場合、補助率が 2/3 になります。

エ 【特定事業者の一部】

- ③ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が、常時 500 人以下の従業員を使用する者であるものであって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

又は、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が、常時 300 人（酒類卸売業者については、400 人）以下の従業員を使用する者であって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

1-3-2 補助対象外となる事業者

- 当該公募の応募締切日を起点にして 18 ヶ月以内に、本事業の交付決定を受け、事務局からの補助金支払が完了していない事業者。
- 過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、応募締切時点で事務局からの補助金支払が完了していない事業者
- 過去 3 年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を 合計で 2 回以上 受けた事業者
- 経済産業省及び中小機構から補助金交付等停止措置 又 は指名停止措置が講じられている事業者

2-1 電子申請

- 電子申請マニュアルの指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。申請の準備にあたっては、第 5 章を参照し、入力が必要な項目をご確認ください。
- ※ 添付資料が所定の場所に登録されていない場合やファイルの作成方法等の不備 又 はパスワードの設定等により事務局にて内容の確認ができない場合は、審査ができませんので十分ご注意ください。

付決定までの間に小規模企業者・小規模事業者の定義からはずれた場合は、補助率 1/3～1/2 に変更となります。

- ・また、交付決定後における従業員数の変更も同様であり、確定検査において労働者名簿等を確認しますので、補助事業実施期間終了までに定義からはずれた場合は補助率 2/3 から 1/3～1/2 へ計画変更となります。特定非営利活動法人は、従業員が 20 人以下の場合、補助率が 2/3 になります。

エ 【特定事業者の一部】

- ③ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が、常時 500 人以下の従業員を使用する者であるものであって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

または、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が、常時 300 人（酒類卸売業者については、400 人）以下の従業員を使用する者であって 10 億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

1-3-2 補助対象外となる事業者

- 当該公募の応募締切日を起点にして 18 ヶ月以内に、本事業の交付決定を受けた 事業者及び応募締切日時点で本事業の補助事業実績報告所を未提出の事業者。
- 過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、補助事業が完了していない事業者
- 過去 3 年間に、2 回以上 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受けた事業者
- 経済産業省及び中小機構から補助金交付等停止措置 また は指名停止措置が講じられている事業者

2-1 電子申請

- 電子申請マニュアルの指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。申請の準備にあたっては、第 5 章を参照し、入力が必要な項目をご確認ください。
- ※ 添付資料が所定の場所に登録されていない場合やファイルの作成方法等の不備 また はパスワードの設定等により事務局にて内容の確認ができない場合は、審査ができませんので十分ご注意ください。

2-4 基本要件

労働生産性の向上

- 本事業において **応募** 申請を行う中小企業等は、**事業計画期間において** 毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取り組みなければなりません。

労働生産性は、以下のように定義します。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとします。（付加価値額）＝（営業利益）＋（人件費）＋（減価償却費）

$$(\text{労働生産性}) = (\text{付加価値額}) \div (\text{労働者数}^{\ast})$$

$$(\text{労働生産性の年平均成長率}) =$$

$$[\{(\text{効果報告時の労働生産性}) \div (\text{応募申請時の労働生産性})\}^{\wedge} (\text{効果報告回数})^{-1} - 1] \times 100 (\%)$$

なお、応募申請時の労働生産性については、応募申請時で確定している直近の決算書に基づいて算出すること。

※「労働者数」とは、「1-3-1 補助対象者」に記載する従業員数に役員（個人事業主の場合は事業主及び専従者）の人数を加えたもの。

1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の増加

- 1人 **当** たり給与支給総額^{*1}の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間 （2019年度を基準とし、2020年度～2024年度の5年間を指す。） の年平均成長率 （以下「基準率」という。） 以上、又は給与支給総額^{*2}の年平均成長率を+2.0%以上増加させる事業計画を策定し、採択を受けた場合は自身が設定した目標値を超える事業に取り組みなければなりません。

- 具体的には、事業者自身で上記要件以上の目標値を設定し、設定した目標値を交付申請時までに全ての従業員又は従業員代表者、役員に対して表明の上、事業計画最終年度において当該目標値を達成することが必要です（少なくともいずれか一方の目標値を達成する必要があります。いずれも達成出来なかった場合、達成率に応じて補助金の返還を求めます）。

- 応募時点において1人 **当** たり給与支給総額及び給与支給総額のどちらも目標値は策定頂きます。また、効果報告時においても1人 **当** たり給与支給総額及び給与支給総額のどちらも報告して頂きますが、1人 **当** たり給与支給総額もしくは給与支給総額が目標値を達成していることを要件とします。

$$(\text{1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の年平均成長率}) =$$

$$[\{(\text{効果報告時の1人当たり給与支給総額又は給与支給総額}) \div$$

2-4 基本要件

労働生産性の向上

- 本事業において **交付** 申請を行う中小企業等は、**補助事業終了後5年間で** 毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）4.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取り組みなければなりません。

労働生産性は、以下のように定義します。式中の各値は、報告を行う時点で期末を迎えている直近の事業年度の値を用いるものとします。（付加価値額）＝（営業利益）＋（人件費）＋（減価償却費）

$$(\text{労働生産性}) = (\text{付加価値額}) \div (\text{従業員数}^{\ast})$$

$$(\text{労働生産性の年平均成長率}) =$$

$$[\{(\text{効果報告時の労働生産性}) \div (\text{交付申請時の労働生産性})\}^{\wedge} (\text{事業化状況報告回数}^{\ast})^{-1} - 1] \times 100\%$$

※初回の効果報告時には本項目の報告は求めません。

1人あたり給与支給総額又は給与支給総額の増加

- 1人 **あ** たり給与支給総額^{*1}の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額^{*2}の年平均成長率を+2.0%以上増加させる事業計画を策定し、採択を受けた場合は自身が設定した目標値を超える事業に取り組みなければなりません。

- 具体的には、事業者自身で上記要件以上の目標値を設定し、設定した目標値を交付申請時までに全ての従業員又は従業員代表者、役員に対して表明の上、事業計画最終年度において当該目標値を達成することが必要です（少なくともいずれか一方の目標値を達成する必要があります。いずれも達成出来なかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます）。

- 応募時点において1人 **あ** たり給与支給総額及び給与支給総額のどちらも目標値は策定頂きます。また、効果報告時においても1人 **あ** たり給与支給総額及び給与支給総額のどちらも報告して頂きますが、1人 **あ** たり給与支給総額もしくは給与支給総額が目標値を達成していることを要件とします。

- なお、初回の効果報告時には本項目の報告は求めません。

$$(\text{1人あたり給与支給総額又は給与支給総額の年平均成長率}) =$$

$$[\{(\text{効果報告時の1人あたり給与支給総額又は給与支給総額}) \div (\text{交付申請時の1人あたり給与支給総額又は給与支給総額})\}^{\wedge} (\text{効果報告回数})^{-1} - 1] \times 100$$

$(\text{応募申請時の1人当たり給与支給総額又は給与支給総額})^{\wedge} (\text{効果報告回数})^{-1} - 1] \times 100 (\%)$

なお、応募申請時の1人当たり給与支給総額又は給与支給総額については、応募申請時で確定している直近の決算書に基づいて算出すること。

※1 「従業員」1人当たりの給与支給総額についての補足

対象となる従業員は、応募申請時から、最終年度まで継続して就業している「同一人」が対象になります。同一人とは、応募申請時及びその算定対象となる3～5年の各事業年度末において、全月分の給与等の支給を受けた従業員とします。中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない従業員については、算定の対象から除く必要があります。

算定対象となる給与等は、給料、賃金、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等、給与所得として課税対象となる経費を指します。福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。

なお、応募申請時から従業員が0人の場合や応募申請時から最終年度まで継続して就業している「同一人」が0人の場合は給与支給総額の目標値を用いることとします。

※2 給与支給総額についての補足

対象となる従業員（役員を含む）は、応募申請時及び最終年度で就業している従業員等が対象になります。

算定対象となる給与等は、給料、賃金、役員報酬、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等、給与所得として課税対象となる経費を指します。福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

※1 1人当たり給与支給総額についての補足

補助事業が完了した日※3を含む事業年度（基準年度）の全従業員（非常勤含む。以下同じ。）及び役員の1人あたり給与支給総額と比較した、3～5年の事業計画最終年度（最終年度）の1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間（2019年度を基準とし、2020年度～2024年度の5年間を指す。）の最低賃金の年平均成長率（以下「基準率」という。）以上であることが必要です。

対象となる従業員等は、基準年度から、最終年度まで継続して就業している「同一人」が対象になります。同一人とは、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において、全月分の給与等の支給を受けた従業員とします。中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない従業員については、全月分の給与等の支給を受けていない事業年度に限り、算定の対象から除く必要があります。

算定対象となる給与等は、給料、賃金、役員報酬、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等、給与所得として課税対象となる経費を指します。福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。

なお、従業員が0人の場合は従業員の1人あたり給与支給総額の代わりにとは別に、補助事業に関わる役員の1人あたり給与支給総額を算定し、従業員及び役員それぞれの1人あたり給与支給総額そのの年平均成長上昇率が基準率以上であることが必要です。

※2 給与支給総額についての補足

対象となる従業員等は、基準年度及び最終年度それぞれで就業している従業員等が対象になります。

算定対象となる給与等は、給料、賃金、役員報酬、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等、給与所得として課税対象となる経費を指します。福利厚生費、法定福利費や退職金は除きます。

最低賃金の引き上げ

- 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準とすることが必要です。

※ 最低賃金引き上げ特例適用事業者の場合、本要件は適用しません。

2-5 基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件

1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の増加目標が未達の場合

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させる目標が達成できていない場合は、達成率に応じて補助金の返還を求めます。達成率*の高い目標値の未達成率を乗じた額の返還を求めます。

ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。

※達成率の考え方

- ①
$$\frac{\text{1人当たり給与支給総額の場合の達成率}}{\text{1人当たり給与支給総額の年平均成長率(\%)}} = \frac{\text{事業計画終了時点の1人当たり給与支給総額の年平均成長率(\%)}}{\text{申請時に掲げた各都道府県別の基準率以上の目標値(\%)}}$$
- ②
$$\frac{\text{(給与支給総額の場合の達成率)}}{\text{年平均成長率(\%)}} = \frac{\text{事業計画終了時点の給与支給総額の年平均成長率(\%)}}{\text{申請時に掲げた2.0%以上の目標値(\%)}}$$

未達成時の返還金額の考え方は以下です。達成率①と②を比較し、①が高い場

※3 当該報告を含める。つまり、過去に効果報告を行った回数に1を加えた値となる。

※3 納品、検収、支払等の事業上必要な手続きがすべて完了している状態を指します。
$$\frac{\text{(給与支給総額の年平均成長率)}}{\text{(交付申請時の給与支給総額)}} = \left[\frac{\text{(効果報告時の給与支給総額)}}{\text{(効果報告回数) - 1 - 1}} \right] \times 100\%$$
 ※初回の効果報告時には本項目の報告は求めません。

最低賃金の引き上げ

- 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準とすることが必要です。

※ 最低賃金引き上げ特例適用事業者の場合、本要件は適用しません。

2-5 基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件

1人当たり給与支給総額又は給与支給総額の増加目標が未達の場合

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画終了時点において、1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させる目標が達成できていない場合は、未達成率に応じて補助金の返還を求めます。

ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。

合は③、②が高い場合は④で算定した額の返還を求めます。

③
$$\frac{(1 \text{ 人あたり給与支給総額の場合の返還金額})}{(\text{補助金交付額} - \text{補助上限引き上げ額})} \times (1 - 1 \text{ 人あたり給与支給総額の場合の達成率})$$

④
$$\frac{(\text{給与支給総額の場合の返還金額})}{(\text{補助金交付額} - \text{補助上限引き上げ額})} \times (1 - \text{給与支給総額の場合の達成率})$$

ただし、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用していない事業者については上限引き上げ額を0とする。

また、年平均成長率が0もしくはマイナスの場合は全額返還していただきます。

事業場内最低賃金の引き上げ要件が未達の場合

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ要件が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求めます。ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。

3-1-1 補助内容

本事業は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備^{*}を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

事業場内最低賃金の引き上げ目標が未達の場合

補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金の引き上げ目標が達成できていない場合は、補助金額を事業計画年数で除した額の返還を求めます。ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金返還を求めません。

3-1-1 補助内容

本事業は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備^{-(*)}を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

<p>その他の要件</p>	<p>以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化指数を計算した事業計画を策定すること。</p> <p>※ 省力化指数 = [(設備導入により削減される業務に要していた時間)-(設備導入後に発生する業務に要する時間)] ÷ (設備導入により削減される業務に要していた時間) で計算される。本指数に用いる「設備導入により削減される業務に要していた時間」には既存業務の削減業務の時間を組み込むことが基本である。加えて、新規出店を行う場合は、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能である。</p> <p>※ 中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮する。 製品カタログについて https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/</p> <p>(2) 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。</p> <p>※ 投資回収期間 = 「投資額/(削減工数 × 人件費単価 + 増加した付加価値額)」で計算される。</p> <p>(3) 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。</p> <p>(4) 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。</p> <p>※ 汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。</p> <p>※ 単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。</p>	<p>その他の要件</p>	<p>以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化指数を計算した事業計画を策定すること。</p> <p>※ 省力化指数 = [(設備導入による削減時間)-(設備導入による増加時間)] ÷ (設備導入による削減時間) で計算される。本指数に用いる「設備導入による削減時間」には既存業務の削減の時間を組み込むことが基本である。加えて、新規出店を行う場合は、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能である。</p> <p>※ 中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮する。 製品カタログについて https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/</p> <p>(2) 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。</p> <p>※ 投資回収期間 = 「投資額/(削減工数 × 人件費単価 + 増加した付加価値額)」で計算される。</p> <p>(3) 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。</p> <p>(4) 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。</p> <p>※ 汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の数、搭載する機能等が変わる場合や、汎用設備を組み合わせることでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。</p> <p>※ 単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。</p> <p>(5) 外部SIerを活用する場合、3～5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSIer間で締結</p>
---------------	---	---------------	---

(5) 外部Sierを活用する場合、3～5年の事業計画期間内における保守・メンテナンス契約を中小企業等とSier間で締結することとし、Sierは必要な保守・メンテナンス体制を整備すること

※事業終了後、実績報告時点で確認をします。

※保守・メンテナンスに係る費用は補助対象外です。

(6) 本事業に係る資金について金融機関(ファンド等を含む。)からの調達を予定している場合は、金融機関による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は、事業場の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。

することとし、Sierは必要な保守・メンテナンス体制を整備すること

※事業終了後、実績報告時点で確認をします。

※保守・メンテナンスに係る費用は補助対象外です。

(6) 本事業に係る資金について金融機関(ファンド等を含む。)からの調達を予定している場合は、金融機関による事業計画の確認を受け、金融機関による確認書を提出いただく必要があります。金融機関は、事業場の所在地域にある必要はございませんので、任意の機関を選定してください。

3-1-2 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

大幅な賃上げに取り組む事業者については、以下のとおり、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます(ただし、最低賃金引き上げに係る事業者「3-1-3」、補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可)。

	引き上げ後の補助金額 1,500万円まで	引き上げ後の補助金額 1,500万円を超える部分
中小企業	1/2	1/3
小規模企業者・小規模事業者	2/3	1/3

3-1-2 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

大幅な賃上げに取り組む事業者については、以下のとおり、従業員数に応じて補助上限額を引き上げます(ただし、最低賃金引き上げに係る事業者「3-1-3」、補助金額の上限額に達しない場合、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可)。

	引き上げ後の補助金額 1,500万円まで	引き上げ後の補助金額 1,500万円を超える部分
中小企業	1/2	1/3
小規模企業者・小規模事業者 <u>再生事業者</u>	2/3	1/3

<p>基本要件に加えた追加要件</p>	<p>「3-1-1」を満たし、その上で以下の全ての要件に該当するものであること。</p> <p>※ 追加要件を満たさない場合、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用しない取扱いとなります。</p> <p>(1) 事業計画期間において、基本要件である給与支給総額を年平均成長率2.0%以上増加させることに加え、更に年平均成長率4.0%以上（合計で年平均成長率6.0%以上）増加させること。</p> <p>(2) 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすること。</p> <p>応募時に、上記（1）（2）の達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画書（大幅な賃上げに取り組むための事業計画書）を提出すること。</p>	<p>基本要件に加えた追加要件</p>	<p>「3-1-1」を満たし、その上で以下の全ての要件に該当するものであること。</p> <p>※ 追加要件を満たさない場合、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例を適用しない取扱いとなります。</p> <p>(3) 事業計画期間において、基本要件である給与支給総額を年平均成長率2.0%以上増加させることに加え、更に年平均成長率4.0%以上（合計で年平均成長率6.0%以上）増加させること。</p> <p>(4) 事業計画期間において、事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすること。</p> <p>応募時に、上記（1）（2）の達成に向けた具体的かつ詳細な事業計画（大幅な賃上げに取り組むための事業計画）を提出すること。</p>
<p>基本要件の返還要件に加えた追加の返還要件</p>	<p>以下のいずれか一方でも未達の場合は、補助金交付金額から従業員規模ごとの補助上限額との差額分（上記補助上限引き上げ額）について補助金の返還を求めます。</p> <p>(1) 給与支給総額の年平均成長率2.0%以上増加目標に加え、更に年平均成長率4.0%以上（合計で年平均成長率6.0%以上）の増加目標が達成できていない場合。なお、基本要件である1人当たり給与支給総額と給与支給総額の双方の増加目標を達成していない場合は、2-5基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求めます。</p> <p>(2) 補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金を事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすることを満たさない場合。なお、基本要件である「事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準とすること」を達成していない場合は、2-5基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求めます。</p>	<p>基本要件の返還要件に加えた追加の返還要件</p>	<p>以下のいずれか一方でも未達の場合は、補助金交付金額から従業員規模ごとの補助上限額との差額分（上記補助上限引き上げ額）について補助金の返還を求めます。</p> <p>(3) 給与支給総額の年平均成長率2.0%以上増加目標に加え、更に年平均成長率4.0%以上（合計で年平均成長率6.0%以上）の増加目標が達成できていない場合。なお、基本要件である「給与支給総額の年平均成長率2.0%以上」達成していない場合は、2-5基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求めます。</p> <p>(4) 補助事業を完了した事業年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年3月末時点において、事業場内最低賃金を申請時より毎年、事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準とすることを満たさない場合。なお、基本要件である「事業場内最低賃金（補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金）を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準とすること」を達成していない場合は、2-5基本要件未達の場合の補助金返還義務及び免除要件に基づいた返還も求めます。</p>

3-1-3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例

補助上限額	従業員数5人以下 : 750万円
	6~20人 : 1,500万円
	21~50人 : 3,000万円
	51~100人 : 5,000万円
	101人以上 : 8,000万円
基本要件に加えた追加要件	<p>「3-1-1」を満たし、その上で以下の全ての要件に該当するものであること。</p> <p>※ 追加要件を満たさない場合、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例を適用しない取扱いとなります。</p> <p>2023年10月から2024年9月までの間で、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である <u>月が3か月以上あること</u>。</p>

3-1-3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例

補助上限額 <u>(括弧内は大幅な賃上げを行う場合)</u>	従業員数5人以下 : 750万円 <u>(1,000万円)</u>
	6~20人 : 1,500万円 <u>(2,000万円)</u>
	21~50人 : 3,000万円 <u>(4,000万円)</u>
	51~100人 : 5,000万円 <u>(6,500万円)</u>
	101人以上 : 8,000万円 <u>(1億円)</u>
基本要件に加えた追加要件	<p>「3-1-1」を満たし、その上で以下の全ての要件に該当するものであること。</p> <p>※ 追加要件を満たさない場合、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例を適用しない取扱いとなります。</p> <p>2023年10月から2024年9月までの間で、<u>3か月以上</u>地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上であること。</p>

3-2-2 補助対象経費の詳細区分

機械装置・システム構築費 = 50万円（税抜き）以上の設備投資を行うことが必須 <u>(借用に要する経費は含まない)</u>	<p>① 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費</p> <p>③ ①若しくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能を高める生産設備等を補助対象経費に含めることは可能です。</p> <p>※2 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。</p>
---	--

3-2-2 補助対象経費の詳細区分

機械装置・システム構築費 = 50万円（税抜き）以上の設備投資を行うことが必須。	<p>① 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費</p> <p>③ ①若しくは②と一体で行う、改良又は据付けに要する経費</p> <p>※1 生産性向上に必要な、防災性能を高める生産設備等を補助対象経費に含めることは可能です。</p> <p>※2 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。</p>
---	--

※3 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。

※4 「改良」とは、本事業で新たに購入する機械設備の機能を高める又は耐久性を増すために行うものです。

※5 「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含まれません。

※6 生産性向上を伴うものであれば、サイバーセキュリティソフトを補助対象経費に含めることは可能です。

※7 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合は、中小機構への事前申請が必要です。なお、担保権実行時には国庫納付が必要です。

※8 単体で導入する場合、汎用性が高い及び簡易的なカスタマイズで使用可能な製品は対象外です。

※3 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。

※4 「改良」とは、本事業で新たに購入する機械設備の機能を高める又は耐久性を増すために行うものです。

※5 「据付け」とは、本事業で新たに購入する機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なもの(設置場所に固定等)に限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含まれません。

※6 生産性向上を伴うものであれば、サイバーセキュリティソフトを補助対象経費に含めることは可能です。

※7 本事業で購入する機械装置等を担保に金融機関から借入を行う場合は、中小機構への事前申請が必要です。なお、担保権実行時には国庫納付が必要です。

※8 単体で導入する場合、汎用性が高い及び簡易的なカスタマイズで使用可能な製品は対象外です。

3-2-3 補助対象経費全般にわたる留意事項

- 補助金交付候補者として採択後、交付申請手続きの際には、本事業における発注先(海外企業からの調達を行う場合も含む)の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、原則として2者以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にて**あらかじめ**複数者から見積書を取得いただくと、補助金交付候補者として採択後、円滑に事業を開始いただけます。ただし、発注内容の性質上2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

3-2-3 補助対象経費全般にわたる留意事項

- 補助金交付候補者として採択後、交付申請手続きの際には、本事業における発注先(海外企業からの調達を行う場合も含む)の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、原則として2者以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にて**予め**複数者から見積書を取得いただくと、補助金交付候補者として採択後、円滑に事業を開始いただけます。ただし、発注内容の性質上2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

4-1 補助事業者の義務

処分制限財産の管理・取扱い

- 財産処分する場合、残存簿価相当額 **又** は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。ただし、補助事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、中小機構の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます。

善管注意義務

- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した **機械装置** を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合が50%以上）に加入することを必須とします。実績報告提出時に、保険・共済への加入を示す書類の提出が必要となります。

5-1 事業計画書への記載事項

- 電子申請システム操作マニュアルの指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。
- 添付資料が所定の場所に登録されていない場合やファイルの作成方法等の不備 **又** はパスワードの設定等により事務局にて内容の確認ができない場合は、審査ができませんので十分ご注意ください。
- 事業計画書の具体的内容については、「事業計画書作成の参考ガイド」**「5-1 事業計画への記載事項 その1・その2・その3」**「5-2 書面審査」をご確認の上で作成してください。
- 申請にあたっては電子申請システムに PDF 形式のファイル等を添付してください。事業計画書は、A4 サイズで可能な限り簡潔な事業計画書の作成にご協力ください。記載の分量で採択を判断するものではありません。
- 事業計画書の **記載** については、以下のポイントを詳細に記載いただくようお願いいたします。その3「会社全体の事業計画」の数値目標についてはすべての事業者に申請いただきます。

・その3：会社全体の事業計画

- ②「省力化指数」や「投資回収期間」「付加価値額」「オーダーメイド **設備**」に関する計画も同様です。

4-1 補助事業者の義務

処分制限財産の管理・取扱い

- 財産処分する場合、残存簿価相当額 **また** は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。ただし、補助事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、中小機構の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます。

善管注意義務

- 事業計画期間終了までの間、本事業により導入した **設備** を対象として保険又は共済（風水害等の自然災害を含む損害を補償するもの／付保割合が50%以上）に加入することを必須とします。実績報告提出時に、保険・共済への加入を示す書類の提出が必要となります。

5-1 事業計画書への記載事項

- 電子申請システム操作マニュアルの指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。申請の準備にあたっては、第5章を参照し、入力が必要な項目をご確認ください。
- 添付資料が所定の場所に登録されていない場合やファイルの作成方法等の不備 **また** はパスワードの設定等により事務局にて内容の確認ができない場合は、審査ができませんので十分ご注意ください。
- 事業計画書の具体的内容については、「5-2 書面審査」をご確認の上で作成してください。（電子申請システムに PDF 形式のファイルを添付してください。事業計画書は、A4 サイズで可能な限り簡潔な事業計画書の作成にご協力ください。記載の分量で審査するものではありません。）
- 記載の分量で採択を判断するものではありません。
- 事業計画書 **「補助事業の具体的な内容」** については、以下のポイントを詳細に記載いただくようお願いいたします。

・その3：会社全体の事業計画

- ②「省力化指数」や「投資回収期間」「付加価値額」「オーダーメイド **性**」に関する計画も同様です。

5-2 書面審査

(1) 補助対象事業としての適格性

公募要領に記載の対象事業、対象者、申請要件、補助率等を満たすか。なお、「1-1-1 中小企業省力化投資補助事業（一般型）の目的」に沿わない事業は対象外となります。

(2) 技術面

省力化指数や投資回収期間、付加価値額、オーダーメイド設備の4つの観点について評価します。

■ 省力化指数が高い取組であることが示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。

※ 省力化指数 = [(設備導入により削減される業務に要していた時間)-(設備導入後に発生する業務に要する時間)] ÷ (設備導入により削減される業務に要していた時間)で計算される。本指数に用いる「設備導入により削減される業務に要していた時間」には既存業務の削減時間を組み込むことが基本である。加えて、新規出店を行う場合では、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能である。

(3) 計画面

スケジュール等が具体的か、企業の収益性、生産性、賃金が向上するかを以下の観点から評価します。

■ 補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれるか。

■ 補助事業の成果が優位性や収益性を有し、かつ、省力化による結果に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。

■ 本事業により高い賃上げを実現する目標値が設定されており、かつその目標値の実現可能性が高い事業計画となっているか

■ 補助事業を実施することにより、部分的な省力化に留まらずに会社全体にシナジーや成果をもたらす取組みとなっているか。具体的には、補助事業で省力化された時間や労働力を高付加価値業務に振り向けることで賃上げにつながるような、会社全体における柔軟なリソースの最適化の観点をふまえた内容となっているか。そのうえで「労働生産性」「一人当たり給与支給総額」「給与支給総額」等の算出根拠に妥当性があるか。

5-2 書面審査

(1) 補助対象事業としての適格性

公募要領に記載の対象事業、対象者、申請要件、補助率等を満たすか。3～5年計画で「労働生産性」年平均成長率4.0%以上の増加等を達成する取組であるかを審査します。

(2) 技術面

省力化指数や投資回収期間、付加価値額、オーダーメイド性の4つの観点について評価します。なお、「1-1-1 中小企業省力化投資補助事業（一般型）の目的」に沿わない事業は対象外となります。

■ 省力化指数が高い取組であることが示されており、その記載内容や算出根拠が妥当なものとなっているか。

※ 省力化指数 = [(設備導入による削減時間)-(設備導入による増加時間)] ÷ (設備導入による削減時間)で計算される。本指数に用いる「設備導入による削減時間」には既存業務の削減時間を組み込むことが基本である。加えて、新規出店を行う場合では、新たな業務プロセスで潜在的・将来的に存在する人手の削減時間も組み込むことが可能である。

(3) 計画面

スケジュール等が具体的か、企業の収益性、生産性が向上するかを以下の観点から評価します。

■ 補助事業実施のための社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込まれるか。

■ 補助事業の成果が優位性や収益性を有し、かつ、省力化による結果に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。

(4) 政策面

■異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同で製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

※アトツギ甲子園 ピッチ大会出場者は審査で考慮いたします。
(<https://atotsugi-koshien.go.jp/>)

(5) 大幅な賃上げに取り組むための事業計画の妥当性

■将来にわたって企業が成長するため、従業員間の技能指導や外部開催の研修への参加、資格取得促進等、従業員の部門配置に応じた人材育成に取り組んでいるか。また、従業員の能力に応じた人事評価に取り組んでいるか。

(6) 加点項目

番号	加点項目	概要説明/参考情報・外部サイト
1	事業承継又は M&A を実施した事業者（申請者）に対する加点	過去3年以内に事業承継（株式譲渡等）により有機的 一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き 継いだ事業者 ※なお、事業承継は、株式譲渡又は相続・贈与により 法人と個人間で承継した場合、 <u>又</u> は同一法人内で代表 者交代したものに限る。
2	災害等加点	有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事 業者 ・事業継続力強化計画 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html)
3	成長加速マッチングサービスに登録している事業者に対する 加点	「成長加速マッチングサービス」（← https://mirasapo-connect.go.jp/ を設定）において会 員登録を行い、挑戦課題に登録している事業者。（応 募締切日時点）
4	賃上げ加点	事業計画期間(補助事業完了年度の翌年度以降)におけ る給与支給総額の年平均成長率4.0%以上増加する計 画を有すること及び、事業場内最低賃金を毎年3月 <u>に</u> 事業実施都道府県における最低賃金より+40円以上の

(4) 政策面

■異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等（大学等を含む）が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。

※以下のピッチ大会出場者は審査で考慮いたします。アトツギ甲子園
(<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230720001/20230720001.html>)

(5) 大幅な賃上げに取り組むための事業計画の妥当性

■将来に渡って企業が成長するため、従業員間の技能指導や外部開催の研修への参加、資格取得促進等、従業員の部門配置に応じた人材育成に取り組んでいるか。また、従業員の能力に応じた人事評価に取り組んでいるか。

(5) 加点項目

番号	加点項目	概要説明/参考情報・外部サイト
1	事業承継又は M&A を実施した事業者（申請者）に対する 加点	過去3年以内に事業承継（株式譲渡等）により有機的 一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）を引き 継いだ事業者 ※なお、事業承継は、株式譲渡又は相続・贈与により 法人と個人間で承継した場合、 <u>また</u> は同一法人内で代 表者交代したものに限る。
2	災害等加点	有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事 業者 ・事業継続力強化計画 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html)
3	成長加速マッチングサービスに登録している事業者に対する 加点	「成長加速マッチングサービス」（← https://mirasapo-connect.go.jp/ を設定）において会 員登録を行い、挑戦課題に登録している事業者。（応 募締切日時点）
4	賃上げ加点	事業計画期間(補助事業完了年度の翌年度以降)におけ る給与支給総額の年平均成長率 <u>平均</u> 4.0%以上増加、 事業場内最低賃金を毎年3月、 <u>事業実施都道府県</u> にお

		水準を満た <u>すことを目標とし</u> 、事務局に誓約している事業者			ける最低賃金より+40円以上の水準を満た <u>す計画を有し</u> 、事務局に誓約 <u>書を提出</u> している事業者
5	えるぼし加点	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者	5	えるぼし加点	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者
6	くるみん加点	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「くるみん認定」を受けている事業者	6	くるみん加点	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく「くるみん認定」を受けている事業者